

# トキ 野生復帰にむけて

101



■第8回トキ放鳥に向けて訓練開始  
3月7日から、第8回放鳥に向けての順化訓練が、佐渡トキ保護センター野生復帰ステーションの順化ケージにおいて開始されました。

7日に訓練を開始した個体は、オス13羽、メス5羽の合計18羽でしたが、うちメス1羽が同日、天井に衝突・落下して死亡したため訓練個体は17羽となりました。そのうちオス4羽にGPS送信器を装着しています。この中には、多摩動物公園と出雲市トキ分散飼育センターで生まれた個体が含まれています。順化ケージに移動したトキは、飛翔や採餌等の能力を身につけるため、3か月程度の訓練期間を経て、6月上旬頃に放鳥される予定です。

## ■トキの情報をお寄せください

現在島内では60羽以上のトキが確認されており、繁殖期にはペアごとに群れを離れて生活しています。普段見られない場所での目撃や普段と違う行動がありましたらトキ交流会館（フーリーダイヤル0120-980-551）へ情報をお寄せください。目撃情報のほか、トキに関する困りごとの相談も受け付けています。また、トキの羽根が散乱している、トキの行動に異常を感じるなどの情報がありましたら

ら環境省佐渡自然保護官事務所（☎22-3372）までご連絡ください。

## ■トキの巣に近づかないようにしまじょう

3月から6月はトキの繁殖期です。繁殖期間中のトキは、とても神経質になります。人が巣に近づいたりしてストレスを感じると、営巣（巣作りや子育て）をやめてしまうことがあります。繁殖期間中は、トキの営巣場所付近への立入りはご遠慮くださいますようお願いいたします。

昨年に引き続き、自然下でのヒナ誕生となるよう、温かく見守っていきましょう。

## トキとの共生ルール

- ① 優しく静かに見守りましょう。
- ② トキに餌づけをしないようにしましょう。
- ③ トキを観察するときは地域に迷惑をかけないようにしましょう。
- ④ 繁殖期間は、トキの巣に近づかないようにしましょう。

※ただし、農林業等に従事されている方は、田んぼ等で作業中にトキが近くにいる特別な配慮は必要ありません。

◆市役所農林水産課生物多様性推進室トキ政策係（トキ交流会館内）  
☎24-6040

## 生活情報 さど

「あやしい」と思ったら、契約前に消費生活センターへ  
消費者を守るための法律（特定商取引法）が改正されました  
訪問購入にはルールがあります

「不用品を買い取る」などと電話があり、そのつもりで来訪を承諾したのに、実際は当初の話になかった貴金属等の買取りを持ちかけられると言う訪問購入のトラブルが全国的に多発したことから、特定商取引法が改正され、平成25年2月から施行されました。

## トラブルの具体例

「不用品をなんでも買い取る」と女性から電話があり、訪問を了承したところ、来訪したのは男性で「買い取るのは貴金属だけ」と言われた。すでに家の中を通して断りにくかったため、しかたなく指輪2個を見せると、業者はこの指輪を6千円で買い取って帰って行った。納得がいかなかったので翌日、業者に連絡すると「買取りの場合はクーリング・オフ（契約解除）ができない」「もう溶かしてしまつたので返せない」と言われた。

## 法律の改正で、こんな風になりました！

① 不招請勧誘の禁止  
飛び込みの勧誘や、しつこい勧誘、買い取る物品の種類を明示しない勧

誘は禁止されます。

## ② 書面の交付

業者の連絡先・物品の種類や特徴・購入価格・引渡し拒絶や契約解除について記載された書面を交付する必要があります。

## ③ 引渡しの拒絶

②の書面交付から8日以内は、物品を自分の手元に置いて冷静に検討することが出来ます。

## ④ クーリングオフ

②の書面交付から8日間は無条件で契約の解除が可能です。規制対象外の物品と取引態様

消費者自らが自宅での契約締結を希望した場合や、自動車、大型家電、本、CD等の訪問購入は、法律による規制の対象とならない場合があります。

悪質な業者は、法のすき間をねらって、不正な買取りを勧誘してきます。不審な場合は、消費生活センターへ相談しましょう。

## お問い合わせ

佐渡市立消費生活センター  
（佐和田行政サービスセンター内）  
（平日）午前9時～午後4時  
☎57-8143